

# 岡山県公報

発行  
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 保安林の解除予定

〃

〃

### 【公告】

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〃

〃

### 【選挙管理委員会】

○ 不在者投票を行うことができる施設の指  
定の一部改正

（県例規集登載）

### 【公安委員会】

○ 指定講習機関の指定の一部改正  
○ 運転免許取得者教育の認定の一部改正

治山課

〃

〃

県民生活交通課

建築指導課

〃

〃

選挙管理委員会

運転免許課

〃

◎岡山県告示第三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和元年七月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

笠岡市今立字宮迫一二五五の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県庁及び笠岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和元年七月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

笠岡市今立字宮迫一二五五の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県庁及び笠岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

# 令和元年7月23日 岡山県公報 第12111号

## ◎岡山県告示第三百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和元年七月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

倉敷市大島一〇一の二五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

# 令和元年7月23日 岡山県公報 第12111号

〔二八三〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和元年七月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和元年七月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みなと・まちづくり機構たまの

三 代表者の氏名

青井 一令

四 主たる事務所の所在地

玉野市築港一丁目四番一六号

五 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の個人又は団体に対して、宇野港を中心とした地域に関する人々及び地域に新たに移住してくる様々な世代・ジャンルの人々が連携し、魅力ある中心市街地の形成及び活力向上を図る活動を行い、地域の人口増、店舗増、交流増を実現し、もって玉野市の発展という公益の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

目的、特定非営利活動に係る事業の種類及び会議に関する事項

# 令和元年7月23日 岡山県公報 第12111号

〔二八四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年七月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市門田字小山西七〇九―三、七一〇―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市門田八九二浅尾住宅一―二―二号

宇田 清美

三 許可番号

岡山県指令建指第四〇号

# 令和元年7月23日 岡山県公報 第12111号

〔二八五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年七月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市門田字小山西六九九一五、六九九一六、七〇五一二、七〇五一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区西長瀬一二一四一ことぶき北五号室

江藤 学

三 許可番号

岡山県指令建指第七〇号

# 令和元年7月23日 岡山県公報 第12111号

〔二八六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年七月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六二四―二〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市児島田の口七丁目六一―グランドール脊板B棟二〇三

洲脇 秀郎

三 許可番号

岡山県指令建指第四六号



# 令和元年7月23日 岡山県公報 第12111号

## ◎岡山県選管告示第七十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、令和元年七月四日付けで不在者投票を行うことができる施設を指定したので、平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年七月二十三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

表老人ホームの項中

津山市立ときわ園	津山市井口一〇〇一	を
地域密着型特別養護老人ホームひかりの里	倉敷市玉島八島七〇一	に改める。
津山市立ときわ園	津山市井口一〇〇一	

◎岡山県公安委員会告示第百七号

平成五年岡山県公安委員会告示第二十四号（指定講習機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年七月二十三日

岡山県公安委員会

表七の項中「山下親志」を「飛岡竜太郎」に改める。

◎岡山県公安委員会告示第百八号

平成十二年岡山県公安委員会告示第三十八号（運転免許取得者教育の認定）の一部を次のように改正する。

令和元年七月二十三日

岡山県公安委員会

表七の項中「山下親志」を「飛岡竜太郎」に改める。